

別紙 1

選定方法を非公募とした理由

本市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業（以下「P F I 事業」という。）である「第 2 期札幌市山口斎場運営維持管理事業」（以下「第 2 期 P F I 事業」という。）について、以下 1 から 3 までの理由により、非公募により第 2 期札幌山口斎場運営株式会社（第 2 期 P F I 事業の落札者である東亜建設工業グループが設立した第 2 期 P F I 事業を実施する特別目的会社）を指定管理者として選定した。

1 P F I 事業の事業者を指定管理者とする方針

国は、P F I 事業により公の施設の管理を民間事業者に対して包括的に委託する場合は、原則として指定管理者制度を採用することとしており（平成 12 年 3 月 29 日付け自治画第 67 号自治事務次官通知「地方公共団体における P F I 事業について」第 6 の 4）、本市も、P F I 事業において事業者에게委託する事業範囲に施設の維持管理・運營業務を含む場合で、当該施設が公の施設に該当する場合は、指定管理者制度を併用することを基本としている（札幌市 P P P / P F I 活用方針）。

2 事業者の専門性と信頼性

火葬場は、遺体の尊厳を尊重し、厳格な法規制に則った運営が必要であり、環境規制や労働安全衛生等にも配慮する必要がある。

東亜建設工業グループは、P F I 事業の評価基準に基づき選定されており、事業の目的及び特性を踏まえた方針、事業の実施体制、リスクへの対応力、技術力、財務基盤、運営維持管理計画の妥当性などが総合的に評価されていることから、火葬場の運営維持管理に必要な専門性と信頼性を有していると判断できる。

3 計画の効率性と安定性

東亜建設工業グループは、山口斎場の現行の P F I 事業を実施している P F I 斎場運営株式会社の構成企業であり、山口斎場の特性や運営上の課題を十分に理解した上で、続く第 2 期 P F I 事業の 10 年間にわたる運営維持管理計画及び収支計画等を策定しており、経験や実績を生かして、コストを抑えながら、質の高いサービスを安定して提供することが可能と判断できる。